

「豊川市子ども・子育て支援事業計画」計画骨子案の構成イメージ

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

子ども・子育て支援法に基づき、子ども・子育て給付に係る教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保を図るため、策定します。

2 計画の理念

子ども・子育て支援社会の構築

3 計画の期間

5年間（平成 27 年度～平成 31 年度）

第2章 豊川市の現況

1 人口構造などの現状

2 教育・保育環境の現況

第3章 施策の展開

（必須記載事項）

（1）教育・保育提供区域の設定

（2）教育・保育

①各年度における教育・保育の量の見込み

②実施しようとする幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

（3）地域子ども・子育て支援事業

①地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

②実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

（4）子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容